

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税4）
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。			
《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項			
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：平成16年度～
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の

			株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には、一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい(令和8年度要望において新規設定)。
10	有効性等	① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 【算定根拠】 —
		② 適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。 【算定根拠】 資本金等の額 = 一般勘定の当初拠出金(107.0 億円) + 特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円) = 284.8 億円 (出典: 銀行等保有株式取得機構「令和6事業年度決算に関する報告」)
		③ 減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和7年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込額 令和8年度以降、144 百万円 【算定根拠】 本特例措置の適用総額 × 法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度～令和元年度) = 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降)

			(出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取りの申し入れがあった場合には、一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
	⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、令和8年度以降の各年度において法人事業税144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。 その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出（国民負担）ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和4年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：外（国税7）																
		② 上記以外の税目	—																
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし （令和14年3月末まで措置）</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）</td> <td>所得金額の50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり （令和8年3月末まで措置）</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 令和8年3月末で日切れとなる③欠損金の繰戻しによる還付について、延長すること。 《関係条項》 ・租税特別措置法第66条の12			機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和8年3月末まで措置）	なし
		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い																
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間																
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%																
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和8年3月末まで措置）	なし																
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～																
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度 創設 令和6年度 2年間の延長																
8	適用又は延長期間		租税特別措置法第66条の12第1項の不適用期限までの延長とする。																
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸																

			情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	① 適用数	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
			【算定根拠】 —
		② 適用額	適用額の実績はない。 適用見込額は要望内容の性格上明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		③ 減収額	減収額の実績はない。 減収見込額は要望内容の性格上明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 機構は、その設立から令和6年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 銀行等保有株式取得機構「銀行等保有株式取得機構の買取実績」

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		⑤ 税込減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保する必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月